

# 千葉県一小さな町の「発酵×オーガニック」によるまちづくりプロジェクト支援業務委託 仕様書

## 1. 業務名称

千葉県一小さな町の「発酵×オーガニック」によるまちづくりプロジェクト  
支援業務委託

## 2. 業務目的・内容

神崎町を来訪する観光客数は、2014年にオープンした「道の駅 発酵の里こうざき」の影響で2014年に約10万人だったものが、2019年には90万人と年々増加した。

こうした状況を踏まえ、神崎町では2027年度に供用開始予定の「圏央道神崎PA」との接続に係る道の駅リニューアルオープンに向けて、新たな神崎ブランドの発掘・開発と「発酵によるまちづくり」のバージョンアップによる新規客層の開拓のため、発酵文化とオーガニックを融合した全国初の「発酵×オーガニックビレッジ」を宣言し、「発酵×オーガニック」によるまちづくりを神崎版地方創生の新たな柱と位置づけ、ブランディングによる地域活性化を神崎町の将来像として目指している。

本業務は、「発酵×オーガニック」による神崎町独自のコンセプトを構築し、地域ブランディング戦略を策定するとともに、道の駅の既存商品磨き上げや売場づくり、今後の戦略実行や舵取り役となる「(仮称)まちづくり機構」の設立に向けた協議会を発足することにより、神崎町の認知度・知名度の向上を図るとともに、ターゲットエリア及びターゲット層を明確にした上で、観光客の滞在時間延長や観光消費額の向上に繋げ、地域全体の活性化を図ることを目的とする。

## 3. 業務委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで

## 4. 業務内容

### (1) 地域ブランディングに関する推進計画策定支援

「発酵×オーガニック」推進にむけた神崎町の現状分析と課題を整理し、ブランドコンセプト、短・中・長期を含めた戦略、ロードマップ（実施計画）を策定する。

#### ①神崎町の現状分析

商品魅力、消費者満足、地域内プレイヤー、先進事例、神崎産農産物トレンドを調査する。

#### ②課題の整理

上記①をもとにして、神崎町の地域ブランディングに関する課題を整理する。

#### ③戦略の策定

上記②をもとにして、神崎町の地域ブランディングに関するブランドコンセプト、戦略（短・中・長期）、ロードマップ（実施計画）を策定する。

(2) 町制70周年記念事業との連携した商品・売場づくり支援

町制70周年記念事業と連携した発酵の里こうざき（道の駅）の商品・売場づくり支援を行う。

① 商品磨き上げ支援

町制70周年記念事業との連携し、「発酵の里こうざき」における既存の地域特産品磨きあげ支援を行う。

② 売場づくり支援

町制70周年記念事業との連携し、「発酵の里こうざき」における売場づくり支援を行う。

(3) 協議会発足に向けたアドバイス

想定される地域関係者や協力者について調査・整理し、それをもとに今後の神崎町における「(仮称)まちづくり機構」の設立に向けた協議会の発足についてアドバイスする。

(4) 協議会の開催（1回程度）

(3)の調査に基づき、神崎町が主催する「(仮称)まちづくり機構」の設立に向けた協議会の開催支援（事務局）を行う。なお、協議会のメンバーは、双方協議の上で決定する。

(5) 業務報告書の策定

(1)～(4)の実施内容を取りまとめた業務報告書の作成を行う。

## 5. 成果品

(1) 報告書 A4版4色フルカラー 50部（簡易製本）

(2) 印刷データ（JPEG、PDF、イラストレーターの全てに変換したものをCD-ROM等）に書き込んで納入。

## 6. 業務の工程

企画・構成から成果品の納入までの業務工程について、工程表を作成し当町の承認を受けるものとする。なお、工程については必要に応じて随時協議を行う。

## 7. 成果品の著作権等

(1) 本業務の実施により生じた著作物に関するすべての著作権は、当町に帰属するものとし、その利用及び再編集は当町において自由に行うことができるものとする。

(2) 本業務の成果品は、画像等の著作権の一切の処理を済ませた上で納品すること。

納品後に著作権等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応するものとし、当町はその責任を負わない。

## 8. 留意事項

### (1) 打ち合わせ

受注者は、当町担当者と緊密な連携により十分な打ち合わせを行うとともに、必要に応じて報告書を作成し進捗状況を報告するものとする。

### (2) 業務の再委託

受注者は、本業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ当町の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

### (3) 瑕疵保護責任

受注者の瑕疵担保責任機関は契約満了日から1年とし、成果品に不具合が発覚した場合は、速やかに無償で是正すること。

### (4) 費用負担

本業務の遂行に伴う費用は、原則として全て受注者の負担とする。

### (5) 秘密の保持

受注者は、本業務の実施に当たり知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務が終了した後も同様とする

## 9. その他

(1) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方協議の上で決定する。

以 上